

令和 5 年度

沖縄電気料金高騰緊急対策事業

沖縄県低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金

概算払いの手引き

作成日：令和 5 年 **11 月 10 日**

沖縄電気料金高騰緊急対策事務局

目次

1. はじめに	3
1-1 概算払いの概要	3
2. 概算払い申請書類	5
2-1 概算払い申請書類の作成	5
3. 申請書類の入力	6
3-1 提出書類一覧	6
3-2 申請月	7
3-3 補助金概算払申請書	8
3-4 補助事業計画変更（等）承認申請書	9
3-5 値引き原資補助金実績報告書	10
3-6 値引き原資補助金実績報告書（高圧一括受電用）	15
4. システム改修等用	18
4-1 提出書類一覧	18
4-2 システム改修等の実績報告	20
4-3 補助金申請書（システム改修等用）	22
4-4 システム改修等実施内容に係る宣誓書	23
5. 需要家に対する書面交付に要する経費等	24
6. 申請における注意点	24
5-1 申請における注意点	24

1. はじめに

1-1 概算払いの概要

本申請の手引き（以下、「本手引き」という。）は、沖縄電気料金高騰緊急対策事業（以下、「本事業」という。）の運用のため、「低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金」（以下、「本補助金」という。）の概算払い申請に係る手順を記載しています。

本補助金の交付手続きに関しては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱（令和2年6月22日総行政第148号）」及び「沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）」に定めるところによるほか、「沖縄県低圧受電契約向け小売り電気事業者等支援補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づき実施します。

本事業の運用について不明な点がある場合は、沖縄県商工労働部産業政策課（以下、「県」という。）、または沖縄電気料金高騰緊急対策事務局（以下、「事務局」という。）までご相談ください。

■ 本事業における補助事業経費の支払い方法

補助事業経費の支払い方法は概算払いとなります。

支払い方法	概要
概算払い	検針月の翌月末までに販売実績に基づき支払うもの

※前払いはいたしません。事業期間終了後に確定額を支払う精算払いを希望される事業者は事前に県または事務局ご相談ください。

■ 概算払いによる補助金の支払い

事業者から事務局への販売量実績の報告を受けて、補助金の概算払いを毎月行います。検針月の翌月19日までに申請いただき、原則、検針月の翌月末までに支払いを行います。

※19日が土日祝の場合、直前の平日までを申請期限とします。

※最終の値引きを実施し、さらに最終の概算払い終了後、事業者から実績報告書を提出していただきます。初回申請から最後の申請までの証憑等をチェックした上で適正な補助金額を確定し、実績報告書の提出から翌々月末までに原則精算払いを行います。交付すべき補助金額が確定した場合において、既にその額を超える概算払いが行われていた場合は、その超える部分の補助金額は返還していただくこととなります。

※補助の概算払いについては、交付決定額の9割が限度となっておりますので、ご注意ください。

※9割を超えての概算払い請求があった場合は、超過分は、精算時にお支払いいたします。

■概算払い申請と補助金の支払いスケジュール

概算払い申請と補助金の支払いは、下記のスケジュールで実施します。

※今後のスケジュールは、予算措置等によって変更される可能性があります。

※月末が土日祝の場合、支払日が前後に変更になります。

※様式第5の原本が沖縄県へ届くタイミングにより、支払日が遅れる場合があります。

< 需要家による使用期間が 10 月 >

項目	期間、期日
検針月	11 月
概算払い申請	～12 月 19 日
補助金支払い	12 月 28 日 ※12 月 29 日からは年末休業のため

< 需要家による使用期間が 11 月 >

項目	期間、期日
検針月	12 月
概算払い申請	～令和 6 年 1 月 19 日
補助金支払い	令和 6 年 1 月 31 日

< 需要家による使用期間が 12 月 >

項目	期間、期日
検針月	令和 6 年 1 月
概算払い申請	～令和 6 年 2 月 19 日
補助金支払い	2 月 29 日

2. 概算払い申請書類

2-1 概算払い申請書類の作成

■ 概算払い申請書類の作成、添付書類の準備

該当する申請様式を確認し、各事業区分に応じて必要な様式をダウンロードし、書類を作成してください。申請内容により個別に準備していただく書類もあるため、様式及び本手引きを確認し準備してください。

システム改修等に要する補助金を申請する事業者は、「4. 申請書類の入力（システム改修等用）」を参照し、必要な書類を作成してください。

○申請書類

- ・ 沖縄県低圧受電契約向け小売電事業者等支援補助金 概算払い申請_チェックリスト
- ・ 様式第 5
低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金（概算払・精算払）請求書
- ・ 様式第 9-1
—低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金に係る補助金概算払申請書
（※10月使用分より提出不要といたします。）
- ・ 様式第 2
低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金変更承認申請書
- ・ 別紙 9-1-1a
値引き原資補助金実績報告書
（電気の小売を行う事業者）
- ・ 別紙 9-1-1a
値引き原資補助金実績報告書
（高圧一括受電の事業者）
- ・ 別紙 9-1-3a
値引き原資補助金実績報告書（高圧一括受電用）

↓

事務局審査・補助金交付

概算払い申請に係る注意点について、本手引きの P24 に記載しております。申請における不明な点等がある場合は、こちらの内容をご一読ください。記載のない例外事例や解決しない不明点がある場合は、県または事務局へお問い合わせください。****

※サンプルチェックに際して、これらの書類に加えて、事業者ごとの供給地点特定番号一覧または契約番号一覧の提出を依頼する可能性があります。

※みなし電力量を用いて申請する場合は、全契約番号の提出を依頼する可能性があります。

3. 申請書類の入力

3-1 提出書類一覧

■ 概算払い申請書類の種類について

ダウンロードした「低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金 提出書類チェックリスト_概算払い」を参照し、事業者ごとに必要書類を確認し、チェックリストと必要書類を合せてご提出ください。

なお、提出欄が●の書類については、すべての事業者にご提出いただきます。△の書類については、申請内容に応じて提出要否を判断してください。

< 小売電気事業者及び高圧一括受電事業者等 > ●必須提出 △任意提出

低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金 提出書類チェックリスト_概算払い（電気）		
書類名	提出対象者	
共通		
	概算払い申請_チェックリスト	●全社
様式第 5	低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金（概算払・精算払）請求書	●全社
様式第 9-1	低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金に係る補助金概算払申請書（値引き原資用）	●全社 ※10月使用分より提出不要
様式第 2	低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金変更承認申請書	△申請内容に変更が生じた場合は必須 ※様式変更
【小売電気事業】		
別紙 9-1-1a	値引き原資補助金実績報告書	●小売電気事業の場合、全社
別紙 9-1-1a	理由書	△電力調査統計において報告している販売実績と差分発生している場合は必須
【高圧一括受電】		
別紙 9-1-3a	値引き原資補助金実績報告書（高圧一括受電用）	●高圧一括受電の場合、全社
別紙 9-1-3a	明細データ	●高圧一括受電の場合、全社
別紙 9-1-3a	理由書	△マンションごとに「小売電気事業者から受電した電力量」が「専有部（住居用）向けに販売した電力量」より少ない場合は必須

※様式第 5 は社印を押印のうえ、原本を速やかに下記の担当部局へ送付してください。事務局へは他の申請書類とともに PDF データ（押印なし可）を提出してください。

（原本送付先）〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

沖縄県 商工労働部 産業政策課 産業基盤班

※実績報告書及び明細データ等で税抜での提出を希望される事業者は事前に県または事務局にご相談ください。

※概算払い申請後にサンプルチェックとして、全供給地点特定番号や最低料金制メニューの最低料金未達需要など、実使用量と補助対象電力量が異なる供給地点特定番号の CSV データを提出していただく可能性があります。

3-2 申請月

■ 概算払い申請月

概算払い申請対象使用月は、下図の通りとなります。なお、国の激変緩和事業において、下記と異なる分類で申請を行っている場合は、事務局に個別にご相談ください。

使用月		概算払い申請月					
分散検針	繰上検針	10	11	12	1	2	3
10月使用・11月検針	10月使用・11月検針						
11月使用・12月検針	11月使用・12月検針						
12月使用・1月検針	12月使用・1月検針						
精算実施月	精算実施月						

各使用月の販売量実績を、対応する概算払い申請開始月に申請してください。

3-3 補助金概算払い請求書

■ 様式第 5 高圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金（概算払・精算払）請求書

毎月の概算払いごとに請求書を作成してください。概算払い申請時にチェックリストの資料とともにデータ（PDF、Word いずれでも可）で事務局宛にご提出ください。データ送付時には押印は不要です。また、当該様式の作成いただくことで、**従来の「様式第 9-1」の提出は不要といたします。**

申請後、事務局や沖縄県の審査が済みましたら、**原本に社印を押印のうえ、P6 に記載の沖縄県担当部局宛に郵送**してください。

また、「当検針月の値引き原資補助金申請額」が、交付決定通知書に記載された補助金額からこれまでに概算払いされた補助金額の累計を差し引いて算出される「残高」を上回っていないことをご確認ください。申請額が上回っている場合は、「様式第 2 低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金変更承認申請書」を提出する必要があります。

様式第 5 号（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

①

住 所 :	
申請者氏名	
又は名称 :	印

低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金（概算払・精算払）請求書

②

年 月 日付 第 号により交付決定された低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金について、低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金交付要綱第 14 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

③

1 補助金（概算払・精算払）請求額	金	円
-------------------	---	---

④

2 内 訳	
(1) 交付決定または確定額	
(2) 交付済額	
(3) 今回請求額	
(4) 差引残額	
(5) 備考	対象期間 使用月： 月 / 検針月： 月

⑤

3 振込先	
口座振替依頼	
金融機関の名称	銀行 信用金庫 支店 協同組合
預貯金の種類	普通 ・ 当 座

- ① 交付決定通知と同じ住所等を記載してください。**原本への社印押印は必須です。**
- ② 交付決定通知のあった日付をご記入ください。
- ③ 別紙 9-1-1a/9-1-3a で算出した「**補助金概算払申請額**」をご記入ください。
- ④ (1) (2)に記載の日付で交付決定された額を記載ください。

- (2) ②に記載の日付で交付決定された以降に概算払い済みの額を記載ください。
- (3) ③と同じ額を記載ください。
- (4) (4) = (1) - (2) - (3) となります。
- (5) 備考欄には、今回申請する概算払いの対象期間（使用月、検針月）を記載ください。
- ⑤ 概算払いを受ける口座情報を記載ください。（沖縄県へ提出した債権者登録申請書と同じ口座になります。）

3-4 補助金概算払申請書

■ 様式第 9-1 低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金に係る補助金概算払申請書（値引き原資用）

「3-3 補助金概算払い請求書」の運用を実施することで、当該様式の提出は不要といたします。

3-5 補助金変更承認申請書

■様式第2 低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金変更承認申請書

これまで受領した補助金の累計額と当月請求予定の補助金の合計額が補助金交付決定額を超える場合等は本様式をご提出ください。

(記載例)

様式第2号 (第8条関係)	
	第 号 年 月 日
沖縄県知事 殿	
住 所 : 申請者氏名 又は名称 :	
低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金変更承認申請書	
年 月 日付 第 号で交付決定のあった低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金について、低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記の理由により変更したいので申請します。	
記	
1 変更の理由	「事業内容の変更」、「補助金の申請予定額が交付決定額を上回る見込み」等変更を必要とする理由を記載してください。 (例) 補助金の申請予定額が交付決定額を上回る見込み。 需要家が前年度の3倍になっており販売量が増大しており、需要家に対して行う値引総額が通知を受けた補助金交付決定額を上回ることとなった。
2 変更の期間および内容	「補助金交付決定額の増額」等、変更内容を記載してください。 (例) 補助金交付決定額の増額 変更後の補助金の配分額 交付決定額 : XXXX 円 本変更による交付申請額 : XXXX 円
3 添付資料 (参考となるべき資料)	変更申請額の算定根拠および変更内容の新旧が比較できる資料として以下の資料を添付します。(添付資料名:○○)
以上	

■ 別紙 9-1-1a 値引き原資補助金実績報告書 (2/4)

① 「1. 補助金概算払申請額」および「2. 補助対象額」は自動入力のため、記入不要です。

② 3. 補助対象電力量実績の内訳

3. 補助対象電力量実績の内訳

区分	販売量	低圧 (kWh)
①需要家の使用量に応じて県が定める値引き単価で値引きが可能なもの	(a) 実使用量	
②実使用量と補助対象販売量が異なるもの (最低料金メニューの最低料金未達需要など)	(b) 補助対象電力量 (みなし販売量、最低料金区分電力量など)	
		0
③値引き後の料金が最低月額料金を下回り、最低月額料金が適用されるもの	(a) 割引率適用範囲内の販売量	0
④割引により値引き金額が目減りするもの (事業者の割引プランにおいて、今回の補助事業の値引き金額を含む請求額に事業者で設定されている固有の割引率を掛けて請求額を算定しているもの)	(b) 割引率適用範囲外の販売量	0
		0
補助対象販売量合計(①+②(b)+④(b))		0

※太枠内の項目内容を整数でご記入ください。

申請する使用月の①～②に該当する販売量を、それぞれ**整数**でご記入ください。

① 需要家の使用量に応じて県が定める値引き単価で値引きが可能なもの

・②～④に該当しない販売量については、原則こちら(①)に販売量をご記入ください。なお、①～④のいずれにも該当しない販売量がある場合は事務局までご相談ください。

② 実使用量と補助対象販売量が異なるもの(最低料金メニューの最低料金未達需要など)

・(a)実使用量(電力取引報にて月次報告している販売電力量)と(b)補助対象電力量(需要家への請求料金を算定する際の販売電力量)が異なる場合にご記入ください。

・最低料金メニュー(最低使用量の設定がある料金プラン)において、需要家の実使用量が最低使用量未満のため最低使用量分の料金を請求しているが、電力取引報には需要家の実使用量を報告している場合(例:最初の15kWhまで320円、以降25円/kWhの料金プランにおいて、需要家の実使用量が8kWhのため需要家には最低使用量の15kWhの320円を請求しているが、電力取引報には実使用量の8kWhで報告している場合)

✓ 「(a)実使用量」には需要家の実使用量(上記例の場合8kWh)をご記入ください。

✓ 「(b)補助対象電力量」には最低使用量(上記例の場合15kWh)をご記入ください。

・定額制メニューにおいて、差額補正が必要な場合

✓ 「(a)実使用量」には電力取引報にて月次報告している販売電力量をご記入ください。

✓ 「(b)補助対象電力量」には需要家への請求料金を算定する際の販売電力量をご記入ください。

※小数点以下の値を含む販売量を入力する必要がある場合は、事務局までご連絡ください。

③ 値引き後の料金が最低月額料金を下回り、最低月額料金が適用されるもの

・自動入力のため、記入不要です。

④ 割引により値引き金額が目減りするもの

・自動入力のため、記入不要です。

■別紙 9-1-1a 値引き原資補助金実績報告書 (3/4)

③ 4. 「3. ③値引き後の料金が最低月額料金を下回り、最低月額料金が適用されるもの」に該当する販売量の内訳

4. 「3. ③値引き後の料金が最低月額料金を下回り、最低月額料金が適用されるもの」に該当する販売量の内訳

プラン名	区分	最低月額料金を考慮した補正の可否 ^{※2}	最低月額料金が適用される販売量の合計 (kWh)	値引き前料金の合計 (円)	最低月額料金の合計 (円)	補助対象額

※太枠内の数値で記入する項目内容は整数でご記入ください。

※2: 概算払い申請のタイミングで補助対象額を算出できる場合は、「可」を選択の上、「最低月額料金が適用される販売量の合計 (kWh)」、「値引き前料金の合計」、「最低月額料金の合計」をご記入ください。

概算払い申請のタイミングで補助対象額を算出できない場合は、「不可」を選択の上、「最低月額料金が適用される販売量の合計 (kWh)」をご記入ください。（「値引き前料金の合計」、「最低月額料金の合計」は記入不要）

※行の追加が必要な場合には、事務局までご連絡ください。

橙色セルを下記にしたがってご記入ください。

- ・ プラン名：該当するプラン名をご記入ください。
 - ・ 区分：プルダウンより「低圧」をご選択ください。
 - ・ 最低月額料金を考慮した補正の可否：プルダウンより「可」、「否」いずれかの項目をご選択ください。
概算払い申請のタイミングで補助対象額を算出できる場合は、「可」をご選択ください。概算払い申請のタイミングで補助対象額が算出できない場合は、「不可」をご選択ください。
✓ 「可」を選択の場合：販売量、値引き前料金の合計、最低月額料金の合計を記入
✓ 「不可」を選択の場合：販売量を記入
 - ・ 最低月額料金が適用される販売量の合計 (kWh)：値引き後の料金が最低月額料金を下回り、最低月額料金が適用される販売量をご記入ください。
 - ・ 値引き前料金の合計：値引き後の料金が最低月額料金を下回り、最低月額料金が適用される各需要家の値引き前料金の合計値をご記入ください。
 - ・ 最低月額料金の合計：値引き後の料金が最低月額料金を下回り、最低月額料金が適用される各需要家の最低月額料金の合計値をご記入ください。
- ※ 行の追加が必要な場合には、事務局までご連絡ください。

■別紙 9-1-1a 値引き原資補助金実績報告書 (4/4)

④ 5. 「3. ④割引により値引き金額が目減りするもの」に該当する販売量の内訳

5. 「3. ④割引により値引き金額が目減りするもの」に該当する販売量の内訳
(事業者の割引プランにおいて、今回の補助事業の値引き金額を含む請求額に事業者で設定されている既存の割引率を掛けて算定額を算定しているもの)

プラン名	割引上限	区分	割引率適用範囲内の販売量 (kWh)	割引率 (%、小数第二位)	実質補助金額	補助対象額	割引率適用範囲外の販売量 (kWh)
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	
					0.00	0	

橙色セルを下記にしたがってご記入ください。

- ・ プラン名：該当するプラン名をご記入ください。
- ・ 割引上限：プルダウンより「なし」、「あり（適用範囲外切り分け可）」、「あり（別途、補正が必要）」いずれかの項目をご選択ください。
 - ✓「なし」を選択の場合：
 - 1) 区分にて、プルダウンより「低圧」の項目を選択
 - 2) 割引率適用範囲内の販売量 (kWh) にて、販売量を**整数**で記載
 - 3) 割引率 (%、小数第二位) にて、割引率を記載
 - ✓「あり（別途、補正が必要）」を選択の場合：
 - 1) 区分にて、プルダウンより「低圧」の項目を選択
 - 2) 割引率適用範囲内の販売量 (kWh) にて、販売量を**整数**で記載
 - 3) 割引率 (%、小数第二位) にて、割引率を記載
 - ✓「あり（適用範囲外切り分け可）」を選択の場合：
 - 1) 区分にて、プルダウンより「低圧」の項目を選択
 - 2) 割引率適用範囲内の販売量 (kWh) にて、販売量を**整数**で記載
 - 3) 割引率 (%、小数第二位) にて、割引率を記載
 - 4) 割引率適用範囲外の販売量 (kWh) にて、適用範囲外の販売量を整数で記載

⑤ 6. 電力調査統計において報告している販売実績

6. 電力・ガス取引監視等委員会の電力取引報（様式第11）にて月次報告している販売電力量

低圧 (kWh)	A. 電力取引報 ^{※2} (kWh)	B. 「3. 補助対象電力量実績の内訳」の実使用量	差分 (A-B)
		0	0

※3：補助対象販売量に含まれない自家消費（電力取引報における「その他需要」）は除く。電力取引報では端数を調整して「1000kWh」単位での報告となっているが、当欄には端数調整前の「kWh」単位でご入力ください。

※4：太枠内の項目内容を整数でご記入ください。

※5：上記使用期間および検針期間に対応する期間の総販売量をご入力ください。

電力・ガス取引監視等委員会の電力取引報（様式第11）にて月次報告している沖縄エリアの販売量を記入ください。

※「差分 (A-B)」がゼロ以外の場合（セルが赤色になります）、理由書をご記入ください。

⑥ 7. 添付資料【理由書】

「6. 電力調査統計において報告している販売実績」と、「3. 補助対象電力量実績の内訳」に差異がある場合は、「理由書」シートにご記入ください。

(例) 定例の検針日前に契約を廃止したことにより補助対象期間以外の月の販売量●●kWhは補助対象から外しているが、電力・ガス取引監視等委員会の電力取引報ではその分が含まれているため。

■別紙 9-1-3a 値引き原資補助金実績報告書（高圧一括受電用）（2/2）

① 「1. 補助金概算払申請額」、「2. 補助対象額」および「3.販売量」は自動入力のため、記入不要です。

② 3-1 マンションごとの専用部居住用向け月次販売量サマリーシート

3-1. マンションごとの専用部居住用向け月次販売量サマリーシート

供給地点特定番号	マンション名	小売電気事業者から受電した総電力量 (kWh)	専用部居住用向けの総販売量 (kWh)

「供給地点特定番号」、「マンション名」、「小売電気事業者から受電した総電力量（kwh）」、「専用部住居用向けの総販売量（kwh）」をすべてご記入ください。「小売電気事業者から受電した総電力量（kwh）」、「専用部住居用向けの総販売量（kwh）」については、**整数**でご記入ください。

※行の追加が必要な場合には、事務局までご連絡ください。

※マンションごとに「小売電気事業者から受電した総電力量」が「専用部住居用向けの総販売量」より少ない場合、当該セルが赤色にハイライトされます。その場合、「理由書」に理由をご記入ください。

③ 添付資料

4. 添付資料

【明細データ】供給地点特定番号、マンション名、お客様番号等の請求先を特定できる情報、専用部住居用向けの総販売量（kWh）を明細データシートに記入してください。
※「3-1. マンションごとの専用部住居用向け月次販売量サマリーシート」にて、マンションごとに「小売電気事業者から受電した総電力量（kWh）」が「専用部住居用向けの総販売量（kWh）」より少ない場合は、理由書シートに理由を記入してください。

【明細データ】「供給地点特定番号」、「マンション名」、「お客様番号等の請求先を特定できる情報」、「販売量」を「明細データ」シートにご記入ください。

■別紙 9-1-3a 値引き原資補助金実績報告書（高圧一括受電用）税込単価明細データ

本様式は、「明細データ」をご提出いただくためのものです。

必要事項を入力し、エクセル形式のまま提出してください。

値引き原資補助金実績報告書（高圧一括受電用）税込単価 明細データ

事業名	
担当者名	
使用期間	月使用分
統計期間	月統計分

※太枠内の項目内容をご記入ください。
※行の追加が必要な場合には、事務局までご連絡ください。

販売明細データ

No.	供給地点特定番号	マンション名	お客様番号等の請求先を特定できる情報	専有部住居用向けの総販売量 (kWh)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

① 「供給地点特定番号」、「マンション名」、「お客様番号等の請求先を特定できる情報」、「専有部住居用向けの総販売量（kwh）」をご記入ください。

※行の追加が必要な場合には、事務局までご連絡ください。

4. システム改修等用

4-1 提出書類一覧

■ システム改修等に要する補助金の概算払い申請・支払いスケジュール

- ・システム改修等の概算払い申請は1度のみ申請可能です。
- ・申請、支払は8月から開始となります。
- ・審査期間は1ヶ月程度を想定しています。

■ システム改修等に要する補助金の申請に係る申請書類の種類について

システム改修等に要する補助金を申請する事業者は、本セクションをご確認ください。

ダウンロードした「概算払い申請_チェックリスト」を参照し、事業者ごとに必要書類を確認し、チェックリストと必要書類を合わせてご提出下さい。

<システム改修等に要する補助金を申請する事業者>

△任意提出

低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金 提出書類_システム改修等に要する補助金の申請	
書類名	提出
様式第18 システム改修等に要する補助対象経費の実績報告	△システム改修等の補助金を申請する場合には必須
様式第19 低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金に係る補助金申請書（システム改修等用）	△システム改修等の補助金を申請する場合には必須
様式第20 システム改修等実施内容に係る宣誓書	△コンソーシアムによる申請を行う場合は必須

■ システム改修等に要する補助金の概算払い申請で必要な確認事項

システム改修等に要する補助金を概算払い申請する事業者は、システム改修等に関する以下の事項が確認できる根拠資料をご提出ください。

- ・システム改修等対応ベンダー
- ・システム改修等内容（以下のいずれかの改修に関する事項）
 - ✓ 料金計算における値引き処理の改修
 - ✓ 値引きの事実を請求書、検針票等に表示・記載するための改修
- ・発注日
- ・改修費用
- ・支払いの事実が確認できるもの

■ システム改修等に要する補助金の申請に係る申請で必要な書類（根拠資料）

システム改修等の関連根拠資料として、以下の資料を証憑台紙に添付してご提出ください。なお、添付する際は、記載されている文字が認識可能な縮尺となるようにご留意いただき、画面キャプチャを貼り付けてください。

- ・システム改修等の発注日、発注内容が確認できるもの（発注書等）

- ・システム改修等の内容および対応ベンダーが確認できるもの（納品書・検収書・請求書等）
- ・システム改修等に対する支払いの事実が確認できるもの（支払い証明書）

4-2 システム改修等の実績報告

■様式第 18 システム改修等に要する補助対象経費の実績報告

システム改修等に要する補助金を申請する事業者は、本様式に必要な事項を記入し、Excel 形式のままご提出ください。様式内の黄色セルにご記入ください。グレー網掛け部分は項目名や自動入力のため記入は不要です。注意事項は赤字で記載しておりますので、記入の際にご確認ください。

(様式第18)

この資料は必須事項を入力し、エクセル形式のまま提出すること（PDF等での提出は不要）

システム改修等に要する補助対象経費の実績報告

① 事業者名

担当者名

② 1. システム改修等に係る補助金申請額

システム改修等に係る補助金決定額（円/税抜）	0
------------------------	---

2. システム改修費等実績額

システム改修費等実績額（円/税抜）	0
-------------------	---

※下記に記載のシステム改修等に関する情報について、交付申請時の「システム改修等計画書」の内容から変更が発生している場合は、その理由を理由書シートにご記載ください。
 ※改修を実施したシステムが複数ある場合、下記3-1から3-3にシステムごとの情報をご記載ください。
 ※日付については、2020/00/00の形式でご記入ください。

③ 3-1. システム改修等に関する情報①

項目	内容	関連根拠資料
システム概要		
システム改修等内容		
システム所有者		
対応ベンダー名称		
システム改修等発注日		
ベンダー選定理由		
支払先金融機関		支払証明書
振込日		支払証明書
費用実績（円/税抜）		支払証明書

③ 3-2. システム改修等に関する情報②

項目	内容	関連根拠資料
システム概要		
システム改修等内容		
システム所有者		
対応ベンダー名称		
システム改修等発注日		
ベンダー選定理由		
支払先金融機関		支払証明書
振込日		支払証明書
費用実績（円/税抜）		支払証明書

③ 3-3. システム改修等に関する情報③

項目	内容	関連根拠資料
システム概要		
システム改修等内容		
システム所有者		
対応ベンダー名称		
システム改修等発注日		
ベンダー選定理由		
支払先金融機関		支払証明書
振込日		支払証明書
費用実績（円/税抜）		支払証明書

- ① 事業者名、担当者氏名をご記入ください。
- ② 自動入力のため、記入不要です。

③ システム改修等に関する情報について、証憑台紙に添付した関連証拠資料をもとに各項目をご記入ください。また、該当する関連証拠資料をプルダウンからご選択ください。

システム概要	： 改修するシステムの概要についてご記入ください。
システム概要改修等内容	： 具体的な改修内容についてご記入ください。
システム所有者	： システムの所有者の正式名称（株式会社〇〇〇等）をご記入ください。
対応ベンダー名称	： システム改修等の対応を行ったベンダーの正式名称をご記入ください。
システム改修等発注日	： システム改修等発注日の年月日をご記入ください。
ベンダー選定理由	： ベンダーを選定した理由をご記入ください。
支払先金融機関	： システム改修等費用を支払った金融機関名の正式名称をご記入ください。
振込日	： システム改修等費用を支払った年月日をご記入ください。
費用実績（税抜き）	： 税抜きでの費用実績をご記入ください。

4-3 補助金申請書（システム改修等用）

■ 様式第 19 低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金に係る補助金申請書

（システム改修等）

様式第 19

沖縄県知事 殿

①

年 月 日
事業者名 代表者氏名

低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金に係る補助金申請書
（システム改修等用）

②

年 月 日付けをもって交付決定の通知があった上記補助金について、低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、必要な書類を添えて下記のとおり請求します。

記

③

システム改修等に係る補助金申請額
円（税抜き）

① 記入年月日、事業者名、代表者氏名をご記入ください。

② 交付決定の通知年月日をご記入ください。

③ 様式第 18 で算出したシステム改修等に係る補助金申請額（円/税抜）をご記入ください。

※「システム改修等に係る補助金申請額」③が「交付決定額」を上回っている場合は、様式第 3-1「補助事業計画変更（等）承認申請書」をご提出ください。

以上

4-4 システム改修等実施内容に係る宣誓書

■様式第 20 システム改修等実施内容に係る宣誓書

システム改修等に要する補助金を申請する事業所者は、本様式に必要な事項を記入し、PDF 形式でご提出ください。本様式は、小売事業者ご自身ではなく、システム改修事業者の方にご記入いただく書類ですのでご注意ください。

様式第 20

沖縄県知事 殿

①

年 月 日
システム改修事業者名 代表者氏名

システム改修等実施内容に係る宣誓書

当社が、下記小売事業者から依頼を受けた低圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金に係るシステム改修等の内容について下記の通り報告します。

当社は、報告内容が正しいことを十分に確認しておりますが、報告内容に不備があった場合等において、小売事業者、または沖縄県電気高騰緊急対策 事務局の求めに応じ、システム改修等に関する詳細情報の提出や調査、不備があった場合等に応じた補助金額の変更、不正防止に協力します。

記

②

(1) システム改修等発注元の小売事業者の情報
小売事業者名：
法人番号：

③

(2) 当社が依頼を受けたシステム改修等の内容については以下の通りです。
※参考情報を確認の上、該当する下記のいずれかの枠内にチェックを入れ提出すること

複数の小売事業者に提供する機能に該当します。

複数数の小売りに事業者に提供する機能に該当しません。

① 記入年月日、事業者名、代表者氏名をご記入ください。

② システム改修等の発注元である小売事業者名、法人番号をご記入ください。

③ システム改修等内容に関して、該当する選択肢について参考情報を確認の上、チェックをご記入ください。

※様式第 20 の 2 ページ目に「システム改修等の内容」に関する区分についての参考情報を記載していますので、ご参照ください。

以 上

5. 需要家に対する書面交付に要する経費等

書面交付に関する補助については、原則精算払いとなります。

6. 申請における注意点

◆押印について

様式第5（低圧受電契約者向け小売電気事業者等支援補助金（概算払・精算払）請求書）は押印が必要となります。ご注意ください。

◆誤って申請してしまった場合

誤って申請した場合は、県または事務局までご連絡ください。誤りの内容を確認し、必要な書類等を再提出していただきます。

◆高圧受電契約向け小売電気事業者等支援補助金も申請する事業者の場合

高圧受電契約向け小売事業者等支援補助金と低圧受電契約向け小売事業者等支援補助金の申請フォームが異なりますので、それぞれの必要書類を準備し、別々に申請してください。

◆供給約款が複数のプランごとに存在する場合

値引き前の料金計算単価として複数ある場合は、すべてご提出いただきます。

◆自社システムを利用し、自社内にて改修を行う場合（システム改修等経費補助）

自社のシステムを自社内で改修を行う際の人件費は、補助申請の対象とはなりません。外部に発注した際の改修に係る費用のみが補助対象となります。

◆電力取引報の提出について

電力取引報が確定した際に、速やかに提出をお願いいたします。

以上